平成２０年１２月

各　　位

市発注工事の前払金対象工事拡大について

緊急経済対策の追加策として、下記により市発注工事の前払金の拡大を行います。

記

１　前払金の役割

前払金は，資材の購入や建設労働者の募集など建設工事の着手に必要な準備費用として，受注企業からの申し出により支払われるものです。

下請が準備をする場合は，元請を通じて下請けにも支払われることになります。

２　緊急経済対策の一環として対象工事を拡大

従来，前払金支払の対象外としていた金額の低い工事や工期の短い工事（繰越許可の関係で発注時に年度末までの工期とした工事を含む）にも前払金を支払うことで受注企業及び下請企業の資金の円滑化を図ります。

３　変更内容

現状　　設計金額　５００万円以上
　　工期　概ね９０日以上の両方を満たすこと。

改正　　設計金額　２５０万円超
　　工期　規定撤廃
　　ただし，財源が確保できたものに限る。

４　開始時期等

１１月１１日以降公告・指名の入札対象，随意契約工事の全て
（当面の間実施）